

全 員 協 議 会 資 料

(令和 7 年 7 月 2 8 日)

(協議案件)

子ども・子育て関連例規の制定について

住民課子育て支援グループ

1 （仮称）厚真町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準 を定める条例の概要について

（１） 条例を制定する理由

「乳児等通園支援事業（通称：こども誰でも通園制度）」は、令和 6 年 6 月に公布された「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」により創設された制度として、令和 8 年 4 月より全国の自治体で実施（給付化）されます。

この制度は、保育所等に通っていない 0 歳 6 か月から満 3 歳未満の子どもを月一定時間までの利用可能枠で就労要件を問わず通園できるもので、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを目的としています。

（２） 事業の内容

対象となる子ども	生後 6 か月～満 3 歳未満で保育所等に通っていない子ども
利用可能時間	子ども一人あたり月 10 時間（国の基準どおり）
利用料負担	1 時間 300 円（国の基準どおり）
キャンセル料	事後連絡や連絡のないキャンセルについては、利用したものとみなしてキャンセル料が発生
利用方法	市町村で認定を受けた者が予約システムにより利用する園に申請するもの

	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳
就労要件 あり	保育所、認定こども園（2・3 号） 保育による子ども発達の支援や子育ての助言等					
就労要件 なし	こども誰でも通園制度 ・月一定時間まで利用 ・時間単位の柔軟な利用			幼稚園、認定こども園 （1 号）幼児教育		

(3) 実施体制

令和8年4月の本格実施にむけて、「こども園つみき」で令和8年1月より試行していきます。

厚南地区の「宮の森こども園」については、つみきの運用状況を見て、検討していくことを確認しています。

(4) 今後のスケジュール

時 期	内 容
令和7年 7月	全員協議会にて概要説明
令和7年 9月	第3回定例議会へ条例（案）を提出
10月～	条例施行規則等の整備 「子ども・子育て会議」の開催 保護者等への周知及び説明
令和7年12月	利用者の募集・申請の受付
令和8年 1月	こども園つみきで試行的実施
令和8年 4月	本格実施

(5) 条例制定の基準の考え方

児童福祉法第34条の16第1項において、市町村は、乳児等通園支援事業の設備及び運営についての基準を条例で定めなければならないとされており、同条第2項では、その条例は、内閣府令で定める基準に従うか、またはこれに参酌して定めるものとされています。

町独自としては、「厚真町暴力団排除条例第2条に規定する暴力団または暴力団員等であってはならない。」の文言を追加しています。

	参酌すべき基準	従うべき基準
法的効果	十分に参照しなければならない基準 条例の制定に当たっては、法令の「参酌すべき基準」	必ず適合しなければならない基準 条例の内容は、法令の「従うべき基準」に従わなけれ

	を十分参照した上で判断しなければならない。	ばならない。
備考	参酌する行為を行ったかどうかについて説明責任があり、参酌する行為を行わなかった場合は違法となる。	「従うべき基準」の範囲内であることについて説明責任があり、基準の範囲を超える場合は違法となる。

(仮称) 厚真町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定

める条例 (案)

項目	内容	基準 類型
趣旨 (第1条)	この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第2項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準について定めるものとする。	参酌
最低基準の目的 (第2条)	本町が条例で定める基準（以下「最低基準」という。）は、乳児等通園支援事業（法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。以下同じ。）を利用している乳児又は幼児であって満3歳未満の者（法第6条の3第23項に規定する内閣府令で定めるものを除く。以下「利用乳幼児」という。）が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「乳児等通園支援事業所」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が適切な遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助（以下「乳児等通園支援」という。）を行うことにより、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。	参酌
最低基準の向上 (第3条)	町長は、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、乳児等通園支援事業を行う者（以下「乳児等通園支援事業者」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。 2 町長は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。	参酌
最低基準と乳児等通園支援事業者 (第4条)	乳児等通園支援事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営の質を向上させなければならない。 2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営の質を低下させてはならない。	参酌
乳児等通園支援事業の一般原則 (第5条)	乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。 2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。 3 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。 4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。	参酌

	5 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。 6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。 7 乳児等通園支援事業者又はその職員は、厚真町暴力団排除条例第2条に規定する暴力団または暴力団員等であってはならない。	町独自の規定を追加
乳児等通園支援事業者と非常災害 (第6条)	乳児等通園支援事業者は、消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするよう努めなければならない。 2 乳児等通園支援事業者は、避難及び消火に関する訓練は、少なくとも毎月1回は、これを行わなければならない。	参酌
安全計画の策定等 (第7条)	乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。 2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。 3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。 4 乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。	従う
自動車を行う場合の所在の確認 (第8条)	乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。 2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落とし	従う

	を防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。	
乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件 （第9条）	乳児等通園支援事業者の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。	参酌
乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等 （第10条）	乳児等通園支援事業者の職員は、常に自己研さんに励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。 2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。	参酌
他の社会福祉施設等を併せて設置する設備及び職員の基準 （第11条）	乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。	従う
利用乳幼児を平等に取り扱う原則 （第12条）	乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するかどうかによって、差別的取扱いをしてはならない。	従う
虐待等の防止 （第13条）	乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	従う
衛生管理等 （第14条）	乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。 2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。 3 乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。	参酌
食事 （第15条）	乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。	従う
乳児等通園支	乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園	参酌

支援事業所内部の規程 (第16条)	支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1) 事業の目的及び運営の方針 (2) 提供する乳児等通園支援の内容 (3) 職員の職種、員数及び職務の内容 (4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日 (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額 (6) 乳児、幼児の区分ごとの利用定員 (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項 (8) 緊急時等における対応方法 (9) 非常災害対策 (10) 虐待の防止のための措置に関する事項 (11) その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項	
乳児等通園支援事業所に備える帳簿 (第17条)	乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。	参酌
秘密保持等 (第18条)	乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 2 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。	従う
苦情への対応 (第19条)	乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。 2 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、町からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。	参酌
乳児等通園支援事業の区分 (第20条)	乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。 2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であって事項に該当しないものをいう。 3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であって、当	従う

	該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。										
一般型乳児等通園支援事業所の設備の基準 (第21条)	一般型乳児等通園支援事業を行う事業所(以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。)の設備の基準は、次のとおりとする。 (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。 (2) 乳児室の面積は、乳児又は満2歳に満たない幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。 (3) ほふく室の面積は、乳児又は満2歳に満たない幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。 (4) 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援に必要な用具を備えること。 (5) 満2歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。 (6) 保育室又は遊戯室の面積は、満2歳以上の幼児1人につき1.98平方メートル以上であること。 (7) 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。 (8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室(以下「保育室等」という。)を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次のアからクまでに掲げる要件に該当するものであること。 ア 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。 イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。 <table><tr><td>階</td><td>区分</td><td>施設又は設備</td></tr><tr><td></td><td>常用</td><td>1 屋内階段 2 屋外階段</td></tr><tr><td>2階</td><td>避難用</td><td>1 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段</td></tr></table>	階	区分	施設又は設備		常用	1 屋内階段 2 屋外階段	2階	避難用	1 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段	従う調理設備に係る部分に限る 参酌上記以外の基準
階	区分	施設又は設備									
	常用	1 屋内階段 2 屋外階段									
2階	避難用	1 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段									

	3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段	
		避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段	
	4階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段	
		避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段	
ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその1に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。 エ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下この二において同じ。）を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。 （ア）スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。				

	(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。 オ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。 カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。 キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。 ク 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。	
一般型乳児等通園支援事業所の職員の基準 (第22条)	一般型乳児等通園支援事業所には、保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある一般型乳児等通園支援事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下同じ。）その他乳児等通園支援に従事する職員として町長が行う研修（町長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。 2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所1につき2人を下ることはできない。 3 乳児等通園支援従事者は、専ら一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の一又は二に該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とするができる。 (1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業（以下「保育所等」という。）とが一体的に運営されている場合であつて、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。 (2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が3人以下である場合であつて、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。	従う

乳児等通園支援の内容 (第23条)	一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。	従う
保護者との連絡 (第24条)	一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。	参酌
余裕活用型乳児等通園支援事業所の設備及び職員の基準 (第25条)	余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所(以下「余裕活用型乳児等通園支援事業所」という。)の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。 (1) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(保育所に係るものに限る。) (2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 認定こども園法第3条第2項に規定する主務大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準 (3) 幼保連携型認定こども園：幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号) (4) 家庭的保育事業等を行う事業所：家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)(居宅訪問型保育事業に係るものを除く。)	従う ・職員及び施設に係る部分に限る 参酌 ・上記以外の基準
準用 (第26条)	第23条及び第24条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。この場合において、第23条中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業」とし、第24条中「一般型乳児等通園支援事業を行う者」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業を行う者」とする。	
電磁的記録 (第27条)	乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。	参酌
附則	この条例は、公布の日から施行する。	

2 （仮称）厚真町子ども・子育て会議設置条例の概要について

（１） 制定理由について

子ども・子育て支援法では、市町村が行う子ども・子育て支援に関する附属機関として「審議会その他合議制の機関」を条例で設置する努力義務が課せられています。

本町では、「子ども・子育て会議設置要綱（平成31年告示8号）」に基づき運用していましたが、任命の法的根拠を明確にし、委員の身分や報酬等の適正化を図るため条例制定するもの。

（２） 会議の設置目的

子ども・子育て支援に関する施策を調査審議すること

（３） 委員

委員は、7人以内とし、以下の者から町長が委嘱する。

- ・子どもの保護者
- ・子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- ・子ども子育て支援に関する学識経験のある者

（４） その他

本条例制定にあわせて、「厚真町非常勤公職者の報酬及び費用弁償支給条例」の一部改正を行い、子ども・子育て会議委員を対象とした報酬額（日額9,500円）を規定します。

(仮称) 厚真町子ども・子育て会議設置条例(案)

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第72条第1項及びこども基本法(令和4年法律第77号。)第13条第3項の規定に基づき、厚真町子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を設置する。

(組織)

第2条 会議は、委員7人以内で組織する。

2 会議の委員は、次の各号に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) その他町長が必要と認めた者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げないものとする。

2 委員が欠けたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 会議には、会長及び副会長各1名を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、会議を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(議事)

第5条 会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、必要があると認めたときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(書面による決議)

第6条 子ども・子育て会議は、次のいずれかに該当するときは、書面による決議を行うことができる。

(1) 緊急の議決を要し、かつ、会議の招集又は成立が困難なとき。

(2) 前号に掲げるもののほか会長が軽微な事案と認めるとき。

2 委員は、回答期日内の書面の送付をもって会議に出席したものとする。ただし、委員の署名がない書面は無効とする。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、住民課において処理する。

(守秘義務)

第8条 委員は、会議の職務上知り得た個人情報等の秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会議が町長の同意を得て定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(厚真町非常勤公職者の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正)

2 厚真町非常勤公職者の報酬及び費用弁償支給条例(昭和31年条例第9号)の一部を次のように改正する。

別表第1(第1条関係)の嘱託獣医の項の次に次の項を加える。

子ども・子育て会議委員	日額	9,500
-------------	----	-------